

交通安全かわら版

令和 3 年 3 月
茨城県警察本部交通総務課
NO. 11

～ 春の全国交通安全運動の実施 ～

春の全国交通安全運動

期 間 4月6日(火)～4月15日(木)

スローガン 急いでも 見逃さないで 小さな手

運動の重点



(1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

4月以降、小学生の歩行中や自転車の交通事故は、全国的に増加する傾向があります。

また昨年県内の交通事故死者の6割以上が、65歳以上の高齢者で、このうち5割以上は歩行中でした。

歩行者の方も、以下の点に気をつけましょう。

- 「横断歩道を渡る」、「信号機に従う」など、交通ルールを必ず守る
- 道路を横断するときは、手を挙げるなど運転者に横断の意思をはっきり伝え、安全を確認してから渡る
- 夜間は視認性の高い明るい色の服装で、反射材をつける



(2) 自転車の安全利用の推進

自転車も自動車と同じ車両です。

歩道では歩行者を優先するなど、交通ルールとマナーを守って利用しましょう。

重大事故に直結する、自転車乗用中の傘さし、スマートフォンやイヤホン使用などの「ながら運転」は、絶対に禁止です。

万一来るに備え、損害賠償対応の保険等に加入しましょう。



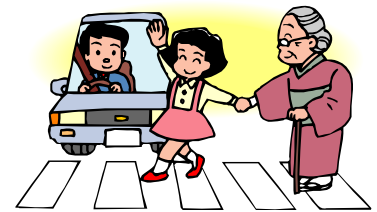
(3) 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

横断歩道は歩行者優先です。

横断しようとする歩行者などがいる場合は、必ず手前で一時停止する法的義務があり、違反者は取締りの対象となります。

また、子供や高齢者のそばを通る場合は、急な横断などに備え、十分にスピードを落としましょう。

車を運転する方は、歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。



今年の「春の全国交通安全運動」は、4月6日(火曜日)から4月15日(木曜日)までの10日間実施されます。

地域や職場、家庭等において、交通安全について考え、県民一人ひとりが、交通ルールを守り、交通マナーの向上に努めることが、交通事故防止につながります。交通事故を1件でも減らすために、ご協力をお願いします。